

条約の概要

ユネスコ無形文化遺産について

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択〔2004(H16)年 日本締結(世界で3番目), 2006(H18)年 発効〕

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表**」(代表一覧表)の作成

■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成

締約国数:182

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

登録までの流れ

■ 締約国からユネスコに申請(毎年3月)

〔各年, 約60件の審査件数の制限〕

* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先

* 我が国の案件は実質**2年に1回**の審査となっている

■ 評価機関による審査

■ 政府間委員会において決定(翌年11月頃)

① 記載(inscribe)

② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求

③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は, 申請書において, 代表一覧表への記載申請案件が, 次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。(a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習, 儀式及び祭礼行事
(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術2. 申請案件の記載が, 無形文化遺産の認知, 重要性に対する認識を確保し, 対話を誘発し, よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。4. 申請案件が, 関係する社会, 集団および場合により個人の可能な限り **幅広い参加**および彼らの自由な, 事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。

5. 条約第11条および第12条に則り, 申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 **22件**
世界全体では**611件**

重要無形文化財

重要無形民俗文化財

登録無形文化財

選定保存技術

文化審議会決定

2008 (H20)	のうがく 能楽	にんぎょうじょうりふんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎
2009 (H21)	ががく 雅楽 おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと 【石川】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽 【秋田】	おぢやちぢみ・えちこじょうふ 小千谷縮・越後上布 【新潟】 はやちねかぐら 早池峰神楽 【岩手】 だいまくたて 題目立 【奈良】	あきうのたうえおどり 秋保の田植踊 【宮城】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊 【北海道】
2010 (H22)	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬 【茨城・栃木】	
2011 (H23)	みぶのはなたうえ 壬生の花田植 【広島】	さだしんのう 佐陀神能 【島根】	ほんみのし 【情報照会】 本美濃紙, 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ
2012 (H24)	なちのでんがく 那智の田楽 【和歌山】		
2013 (H25)	わしよく 和食 ; 日本人の伝統的な食文化	にほんじんのでんとうてきなしよくぶんか	
2014 (H26)	わし 和紙 ; 日本の手漉和紙技術	にほんのてすきわしぎじゆつ 【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	せきしゆうばんし ※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016 (H28)	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	にほんのてすきわしぎじゆつ ※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
2018 (H30)	らいほうしん 来訪神 ; 仮面・仮装の神々	かめんかそうのかみがみ ※2009年に無形文化遺産に登録された甑島のトシドン【鹿児島】に、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアメハギ【石川】、宮古島のパーントウ【沖縄】、遊佐の小正月行事【アマハゲ】【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張登録。	
2020 (R2)	でんとうけんちくこうしょうのわざ 伝統建築工匠の技 ; 木造建造物を受け継ぐための伝統技術	もくぞうけんちくこうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゆつ	※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し、計17件の技術として登録。
2022 (R4)	ふりゅうおどり 風流踊	ふりゅうおどり ※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に、国指定重要無形民俗文化財である綾子踊【香川】など40件を追加し、計41件の伝統芸能として拡張登録。	
提案中	でんとうてきさけづくり 伝統的造り		